

報道関係者 各位

令和5年8月 28 日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 神子沢啓司

主任地方監察監督官 門脇勲

(電話) 088-885-6022

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導結果を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは63.1%～

高知労働局（局長 中村克美）は、県内の労働基準監督署が、令和4年に実施した外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対する監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例とともに公表します。

令和4年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した65事業場（実習実施者）のうち41事業場（63.1%）。
- 違反事項は、①定期健康診断の有所見者に係る医師意見聴取（18.5%）、②賃金（15.4%）、③割増賃金、使用する機械等の安全基準（各13.8%）に関する違反の順に多かった。

高知労働局と県内4か所（高知・須崎・四万十・安芸）の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、実習実施者に対して監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

今後とも、法違反の疑いのある実習実施者に対しては、積極的に監督指導を行うとともに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果（令和4年）

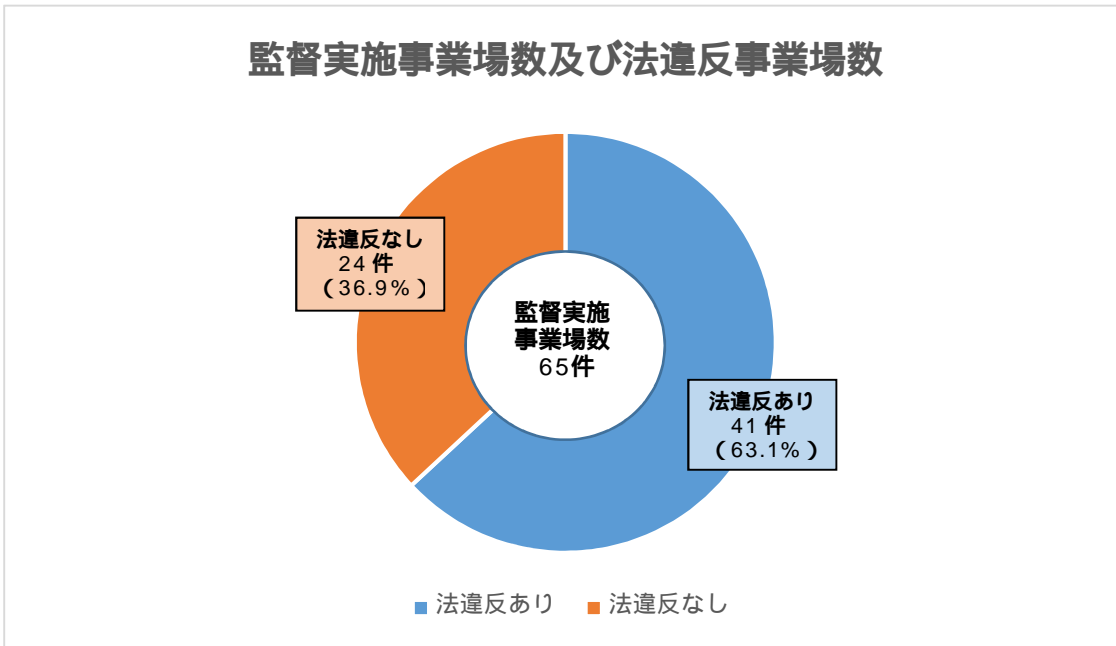
【別添】技能実習生の実習実施者に対する監督指導事例（令和4年）

技能実習生の実習実施者に対する 監督指導結果（令和4年）

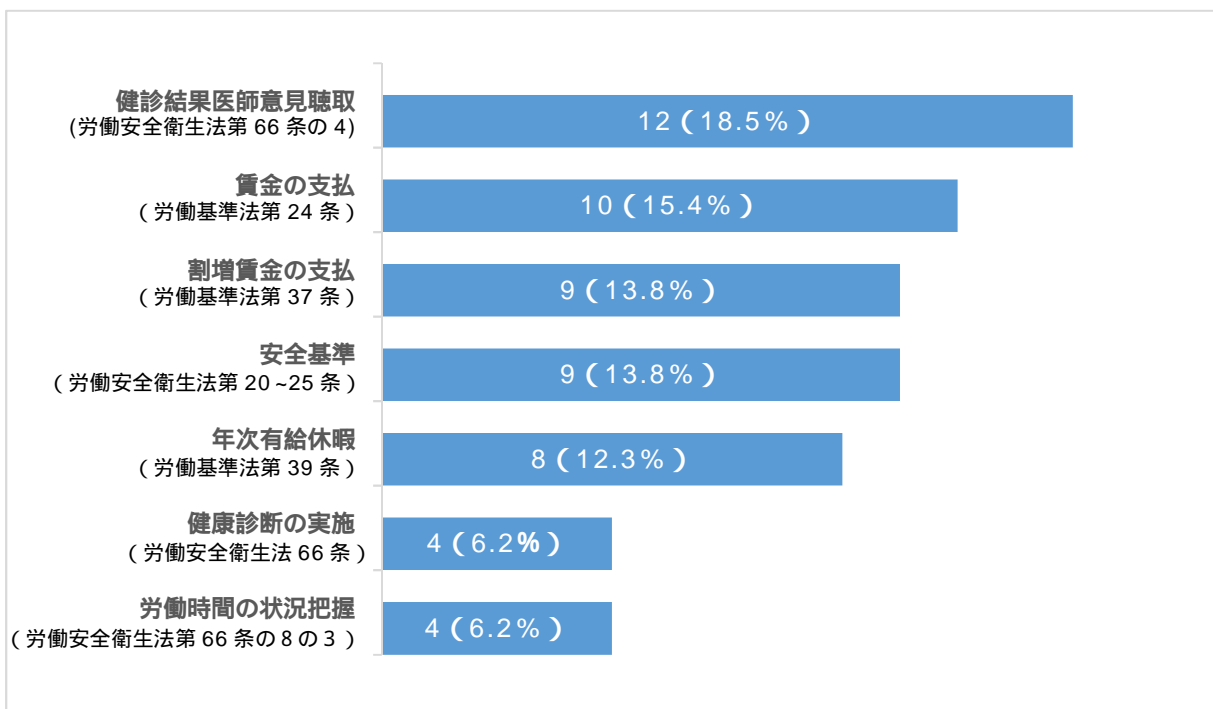
監督指導の結果

（1）県内4か所の労働基準監督署において、実習実施者に対して65件の監督指導を実施し、その63.1%に当たる41件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



（2）主な法違反は、定期健康診断の有所見者に係る医師意見聴取の未実施（18.5%）、賃金の不払（15.4%）、割増賃金の不払、使用する機械等の安全基準の未措置（各13.8%）の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場 数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項(違反率)		
機械・金属	12	5 (41.7%)	衛生基準 2(16.7%)	健康診断 2(16.7%)	健診医師意見聴取 2(16.7%)
食料品製造	3	3 (100.0%)	労働時間 1(33.3%)	割増賃金 1(33.3%)	健診医師意見聴取 1(33.3%)
繊維・衣服	4	1 (25.0%)	年次有給休暇 1(25.0%)	健康診断 1(25.0%)	
建設	20	18 (90.0%)	健診医師意見聴取 7(35.0%)	割増賃金 6(30.0%)	安全基準 5(25.0%)
農業	16	10 (62.5%)	賃金の支払 7(43.8%)	年次有給休暇 3(18.8%)	健診医師意見聴取 2(12.5%)
<参考> 全業種	65	41 (63.1%)	健診医師意見聴取 12(18.5%)	賃金の支払 10(15.4%)	割増賃金 9(13.8%) 安全基準 9(13.8%)

<注1>「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種(機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種)に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

【参考】 前年の監督指導結果との比較

前年の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和4年	令和3年
監督指導実施		65	69
事業場	うち、労働基準法などの 法令違反あり	41 (63.1%)	39 (56.5%)
主な 違反内容	賃金の支払	10 (15.4%)	8 (11.6%)
	労働時間	1 (1.5%)	8 (11.6%)
	割増賃金の支払	9 (13.8%)	5 (7.2%)
	賃金台帳の調製	3 (4.6%)	4 (5.8%)
	年次有給休暇	8 (12.3%)	1 (1.4%)
	最低賃金の支払	2 (3.1%)	1 (1.4%)
	安全基準	9 (13.8%)	14 (20.3%)
	衛生基準	2 (3.1%)	5 (7.2%)
	定期健康診断	4 (6.2%)	5 (7.2%)
	健診結果医師意見聴取	12 (18.5%)	9 (13.0%)
	労働時間の状況把握	4 (6.2%)	1 (1.4%)

監督指導事例 1

事例

定期健康診断を実施した結果、いずれかの健診項目に異常所見のあった労働者に関し、健康診断の事後措置として、医師の意見を聴取していなかったもの。

事案の概要

事業場は技能実習生の受け入れを行い、業務に従事させているが、定期健康診断は毎年実施し、個人票の保管も適正に行われていたが、有所見者にかかる医師の意見聴取が実施されていなかったもの。

指導の内容

監督指導時に、定期健康診断の結果、健診実施項目に異常所見のある労働者にかかる医師の意見聴取実施に関し是正勧告した。

関係法令

労働安全衛生法第66条の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

指導の結果

意見聴取対象労働者にかかる医師の意見聴取実績の報告をもって、意見聴取実施が確認され、法違反が是正された。



健康診断実施後の措置

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、
就業場所の変更
作業の転換
労働時間の短縮
深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
等、適切な措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生法第66条の4、第66条の5）

監督指導事例 2

事例

定期賃金を支払う際に、法令で定められているもの以外のものを控除する場合に必要な労使協定を締結していなかったもの。

事案の概要

事業場は技能実習生らに住宅を貸与し、定期賃金から住居費と水道光熱費を控除していたが、労使による賃金控除協定を行っていなかった。

指導の内容

実習生らに貸与した住宅に係る住居費と水道光熱費の控除を定期賃金から行う場合には、労使協定をもってその旨を定める必要があることを是正勧告した。

関係法令

労働基準法第24条（賃金の支払）

指導の結果

労使による賃金控除協定の締結の事実が確認され、法違反が是正された。



賃金の支払

賃金は、通貨で、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて、労働者に直接支払わなければなりません。また、賃金から税金や社会保険料など法令で定められているもの以外のものを控除する場合には、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との**書面による労使協定が必要**です。

（労働基準法第24条第1項、2項）